

ご契約者様

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター

電気・ガス価格激変緩和対策事業における電気料金の軽減措置継続について

平素より再エネ由来電力普及促進モデル事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

「電気・ガス価格激変緩和対策」において、エネルギー価格の高騰により厳しい状況にある家庭や企業の負担を軽減するため、使用量に応じた料金の値引きを行ってまいりました。令和 6 年 6 月 21 日の岸田内閣総理大臣記者会見を受けて、令和 6 年 7 月 5 日に改正された電気・ガス価格激変緩和対策等事業費補助金交付要綱に基づき、電気使用量に応じた料金の値引きを下記のとおり行うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1 適用期間

令和 6 年 8 月使用分から令和 6 年 10 月使用分まで

2 料金

適用期間における、電気供給約款に定める電気料金は、3 に定める政府支援金を差し引いたものとする。

3 政府支援金

政府支援金は、その 1 月の使用電力量に以下の割引単価を適用して算定

期間	高圧で供給を受ける場合
令和 6 年 8 月使用分から令和 6 年 9 月使用分まで	2 円 00 銭
令和 6 年 10 月使用分	1 円 30 銭

(値引き例)

8 月分使用電力量が、3,800kWh の場合

3,800kWh × 2 円 = 7,600 円の政府支援金による値引き

以上